

○水岡俊一君 文科省は多少なりとも取れているという認識なんですね。そういうことですよ、今のお話は、三十分程度とおっしゃった、今。でも、三十分も労基法違反ですよ。最低四十五分は要るんですよ。その認識って、僕、これは重要なポイントだと思いますが、今日、資料を用意しました。

もういきなり三枚目に行きます。二枚目はそういう調査をしたという中身ですから、三枚目へ行きます。

これ、総括表みたいなのは皆さん速報値でよく見られたと思いますが、細かい在校等時間を記したこのペーパーを見ると、教諭の一日当たりの在校等時間の内訳、平日、小学校、朝の業務から始まって、その他の校務まで含めて総計で十時間四十五分という数字が出ていますね。これは文科省の調査ですからね。

それで、十時間四十五分ということで、その在校等時間の集計の一覧表もずっと見ると、この年の調査の小学校の場合は十時間四十五分ということになっております。在校等時間が十時間四十五分、ここに書いてある業務は十時間四十五分、ちよつと若干少数点以下の誤差はありますけど、私、計算してみると十時間三十三分でしたから十分ほどの誤差はあるんですよ、少数点以下の問題でと思うんですが。

私が言いたいのは、どこに休憩がありますか。どこに休憩があるんですか、これ。つまり、文科省の集計でいう、在校等時間十時間四十五分が平均だと言っているその中身を見たら、みんな働いている時間なんですよ。だから、休憩時間なんか取れているわけがないじゃないですか。

私は、文科省のそういう認識がやっぱり今の学校現場のその労基法違反を平然とやってのけているということにつながっていると思いますよ。違いますか。なぜこんな労基法違反を許すんですか大臣、答えてください。

○国務大臣（あべ俊子君） 御指摘の点につきましてでございますが、この地方公務員である公立学校の教師につきましては、この労働基準法の関係規定は適用されていることから、仮に公立学校の例えば校長先生が所定の休憩時間をこの当該の学校の教員に与えていないという場合などが認められる場合には労働基準法に反することとなり得るものも考えられまして、こうした点につきまして今後指導等をしっかりと徹底してまいりたいというふうに思いますが、その上で申し上げれば、教師の皆さんが確実に休憩時間を取れるためにも学校における働き方改革の更なる推進をまさにこれからしていかなければいけないと思っておりますし、教職員定数の改善も、学校の指導、運営体制の更なる充実が欠かせないというふうに考えて

おりますので、総合的な取組をしっかりと進めてまいります。

○水岡俊一君 最後になります。

あのね、総合的にとか働き方改革をやるとかといったって、学校で休憩なんか取れないんですよ。その理由は何かといったら、お昼に取れない理由は分かりますよね。給食があるからですよ。だから、給食があるときに給食のために出てきてくれる職員さんがいらしたら休憩取れますよ。あるいは、交代で時間割を替えて、半分は休めるとか、半分は給食してるとか、そんなこと学校でできますか。できないでしょう。だから、やっぱりここは人員を入れなきゃできないんですよ。だから、そういうもう基本的な労働基準法すら守れていないという学校現場のことをもつともっと厚労省の皆さんや総務省の皆さんと連携を取りながらやってもらわないと。学校は危機なんですからお願いします。

終わります。

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

皆さん、お久しぶりです。一年ぶりになります。よろしくお願いします。

まず、修正案提案者の津村さんに、津村議員の方にお聞きます。

今回の給特法改正案について、なぜ修正案を提

出しようと思われたか、その意図、狙いを聞かせてください。

○衆議院議員（津村啓介君） 御答弁いたします。

教職員の働き方改革につきましては、おおむね三つのアプローチがあるかと思っております。一つには教職員の処遇の改善、給与の見直し、そして二つ目は少人数学級等の定数の改善、そして三つ目としては業務量そのものの削減、この三つのアプローチをバランスよく進めていくことが学校現場の子供たちの学びの場を健全なものに取り戻していく大切なアプローチと思っておりますが、今回の給特法本則につきましては、このうちの処遇改善のところに重きが置かれておりまして、私どもといたしましては、できれば附帯決議等ではなく、附則という法的拘束力のある形でこの定数の改善、それから業務量の削減、この二つのアプローチを法制化しようということを狙いとしたものでございます。

この前段には、昨年の十二月二十四日に、石破政権のあべ俊子文部科学大臣とそれから加藤勝信財務大臣のいわゆる大臣合意というものが念頭にございますけれども、一政権内における大臣合意ということであれば、政権が崩壊すれば大臣合意がほごにされるおそれもありますので、そうした意味で、政権内部での公約あるいは政治的メッセージにとどまらせることなく、立法府において与

野党双方が超党派の合意をして、確かな法的な拘束力を付与するということが今回の附則という形で修正案の主眼でございました。

最後に一つだけ御紹介すべきことがあるかと思っております。

私たち立憲民主党は、令和五年六月二日に、公立学校働き方改革の推進に関する法律案というものを衆議院に提出しております。この狙いは、給特法につきまして廃止を含む抜本的見直しを行うことによつて、私たちの同僚の言葉を使わせていただきますと、残業代のある世界線を実現していくという私たちの理想をうたったものでございます。

しかしながら、私たち政治家の仕事は、理想をしっかりと見据えつつ、しかし、現実から一歩ずつ着実に前進をしていかなければならない、そう考えております。

私、立憲民主党のNC文科大臣という文部科学部門長の役割を拝命しておりますけれども、この働き方改革、教職員の働き方改革、火急の課題でございますので、水岡俊一先生から多くのヒントをいただき、また、古賀千景先生からも様々なアドバイスをいただきながら、なるべくこの与野党を超えて多くの会派の皆さんが賛同いただける内容として御提案をさせていただきました。

幸い、衆議院におきましては多くの会派から御

賛同いただきましたとして、学校現場におきまして、野党提案の修正案としては想定を超える充実した内容と御評価いただいているものと自負しております。

一言だけ申し上げたいと思いますけれども、一部の会派の方々から、これは定額働かせ放題の給特法を温存する修正ではないかという御批判がありますが、これは附則の法的拘束力、そして時間外在校等時間の削減目標を明記した数値目標を法制化したというところを見落とした全く当を得ない批判であるということを申し添えて、答弁いたします。

○古賀千景君 ありがとうございます。

先ほど末松議員の方から言われましたように、学校現場の方は残業手当の方がいいというアンケート結果があったということも伺いました。やっぱり給特法ということは廃止ということを含めてしっかりと見直していかなければいけないと私も思っています。

委員長、ここまでで津村議員は大丈夫です。○委員長（堂故茂君） 御退席いただいて結構です。

○古賀千景君 では、今回の法案で、一か月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することが目標と述べられています。

修正案の一では、七つの措置を講ずると入りま

した。そのことについて、文科省のこれからのことをお伺いしたいと思います。文科省はこの七つの措置をどのように受け止めているのか、教えてください。

○国務大臣（あべ俊子君） 古賀委員にお答えいたします。

国会で行われました法案の修正につきましてでございますが、政府の立場からその受け止めについてお答えすることは控えさせていただきますことを御理解いただければというふうに思います。

その上で、文部科学省といたしましては、教師の時間外在校等時間を縮減するため、この学校、教師が担う業務に係る三分類に基づきます業務の役割分担の見直し、また精選、効率化の徹底のほか、標準を大きく上回る授業時間、授業時間数のこの見直し、教職員定数の改善、さらには支援スタッフの配置充実、保護者対応に関わる行政によるこの支援体制の構築、部活動の地域展開など、様々な施策を総動員する必要があるのだというふうに私ども考えているところでございます。いずれにいたしましても、文部科学省といたしましては、各教育委員会におきまして働き方改革を更に更に進めるために総合的な取組が実施されますよう、修正案も踏まえまして必要な取組をしつかり進めてまいります。

○古賀千景君 いつも三分類と言われますが、も

う御存じのとおり、三分類はもうできないことが現場の中ではつきりしていると思います。できていないことがたくさんある。それは人がいないから、お金がないから。三分類では解決しないということはよく知っていたかと思うています。それと、労働者の視点で考えたときに、三十時間を目標と言われますが、基本はゼロでしょう。三十時間は、お金も出ないのに三十時間働けと言われていいるのとある意味一緒だと思います。労働は、労働者としては、最終目標ゼロではないかと思いますが、そこは文科省、いかがでしょうか。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えいたします。

時間外在校等時間におきましては、教師が時間外勤務命令によらず業務を行う時間なども含まれているところでございます。このような時間が含まれる時間外在校等時間は、必ずしもゼロ時間となるものではないと私も考えております。

いわゆる令和四年度の勤務実態調査におきましては、時間外在校等時間が減少するという状況も見られる一方にございまして、依然として時間外在校等時間が長い教師も多い状況にあることございまして、昨年十二月の財務大臣との間の合意におきましては、全国の教師の平均の時間外在校等時間につきましては、まずは今後五年間で月三十時間程度に縮減することを目標としたところで

ございます。

文部科学省といたしましては、この法案の修正案も踏まえまして、学校における働き方改革と学校の指導、運営体制の充実を一体的に推進していきますながら時間外在校等時間の縮減に、進めてまいります。

○古賀千景君 在校等時間が長いというのを教員のせいにしていただけないですか。一生懸命働いて業務が終わらないからやっていることであって、教職員の能力がどうかという問題ではありません。続けて聞きます。

五月十四日の衆議院文科委員会で、加重平均から目標は全て教師が月四十五時間以内という答弁がありました。目標は三十時間ですよね。お願いします。

○政府参考人（望月禎君） 衆議院の方で私の方から、月平均三十時間を目標にするということについて、具体的になぜそうなのかということをお答えさせていただきましたので説明させていただきますけれども、教師の時間外在校等時間の縮減目標につきましては、五年、今後五年間でまさに平均の時間外在校等時間を月三十時間程度に縮減すると、これを踏まえたものでございます。

そして、その指針において一か月の時間外在校等時間を、今上限を四十五時間というふうに定め、それを各教育委員会の規則でもその上限の一つの

目安として定めていただいている。これを、実際、勤務実態調査を見ますと、月八十時間以上あるいは四十五時間以上となっている者が一定数、まだかなりいるという状況でございます。

まず、やはりこうした教師の職務のそうした在り方も踏まえて試算を考えたところ、やはり月四十五時間以内となることを皆が目指していく、そういう学校の体制を組んでいくことが必要ではないかという観点を踏まえて試算をして、約、おおむね月三十時間程度に縮減するということがまずの目標としては妥当であろうということで財務大臣との合意をした、至ったところでございます。

まさに、これはもう国も教育委員会も学校も、皆がその同じ一つの目標を持ちながら、地域の状況はそれぞれ違いますけれども、しっかりとその目標に向かって進めていくということが大事であるというふうに考えているところでございます。

○古賀千景君 加重平均だから年間ということですか、年間で平均が三十になるということですか。例えば、忙しい月と忙しくない月がある、そのような考え方でいいですか。

○政府参考人（望月楨君） 御指摘のとおり、年間の平均の時間外在校等時間という考えでございます。

○古賀千景君 もう、今五月ですけど、もうたくさん辞めていますよ、教員。いっぱい病休になっ

ていますよ。多分、そのお考えでいけば、七月、八月は子供たちが学校に来ないからちよつとゆつくりやるかな、ここで平均を挽回すればいい、それは無理ですから。七月までにいっぱい教職員辞めています。病休になっています。そこをしっかりと考えていただきたい。月できちんと把握をしていただきたい。

続けて行きます。

修正案一の一で、教職員一人当たりの担当する授業時数の削減というところがあります。まだこれは法が通っておりませんが、多分、文科省見通しを持ってやっつてくださっていると思いますので、大体何時間ぐらいを、この時間になるかな、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えします。教師の持ち授業時数に関しましては、特に持ち授業時数が多い小学校について、その軽減を図る必要があるというふうに私ども考えております。

このため、文部科学省におきましては、小学校における教科担任制の拡充に関わるこの定数改善を計画的に推進をしているところでございまして、令和七年予算におきましては、小学校高学年に加えまして、四年生へのこの教科担任制の拡充などのための九百九十人の定数改善を計上するなど、今後四年間で三千九百六十人の改善総数を予定しているところでございます。

これによりまして、既存の加配定数の活用も併せますと、委員の御質問によりますところの時間の削減でございますが、週三・五こ程度の持ち授業時数の減少を見込んでいるところでございまして、文部科学省といたしましては、引き続きこの学校の指導体制の充実強化に努めてまいりたいというふうに思います。

○古賀千景君 九百九十人、小学校は全国で二万校あるんです。九百九十人つてどれぐらいの数か、そこもしつかり、もつともつと、四年間、早めにとんどん増やしてもらうとか、そういったことが必要だということを申し述べます。

続けて、教職員一人当たりの担当する授業時数をそうやって削減していくには、今も言われまして九百九十人、微増であっても増員が必要です。一の一の三で、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する教職員定数の標準を改定することが関連すると考えます。

教職員定数改善について文科省のお考えを伺います。

教職員定数の標準の改定について、今言われまして小学校の教科担任制、また中学校の生徒指導担当、また初任者の補助など、微々たる増加は知っています。これ以外に、昨日、斎藤議員が言われたような乗ずる数の見直しとか、その辺のこと

まで視野に入れていらっしゃるのかどうか、お願いします。

○政府参考人（望月禎君） 今、古賀委員から御指摘があったことに加えまして、財源確保を通して、小学校に続き、令和八年度から中学校三十五人学級への定数改善の準備を進めているところでございます。

今、乗ずる数のお話もございましたけれども、今の学校の置かれているその困難度、あるいは一人一人のそうした多様な子供たちに対してしっかりと教育を行っていく体制を整備していくという観点から、教職員定数につきましては、国会でのこうした御議論も踏まえて文科省として検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○古賀千景君 加配などで一年間とかいう方は入れていると思いますが、是非それを定数としてきちんと入れていただきたい。加配は一年なので、来年いらないかもしれないから、それでは子供たちに影響が出ます。定数としてきちんと入れていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

一の一の七で、一から六のほか、教員の業務量削減のために必要な措置も書かれています。文科省としては、一から六のほか、具体的にはどのような措置が必要だとお考えか、教えてください。

○政府参考人（望月禎君） 議員修正でございまして、余りその附則三条一項七号の業務を我々が具体的に、ことを推し量るのは難しいんですが、その他として例えば考えられることとしましては校務DX。校務支援システムが令和元年の給特法の改正のときにまさにまだ四十数%ぐらいしか行っていないかったと。それが今ようやく、ほぼ、三つの市町村を除いては校務支援システムがようやくそれが整備された。今度はそれが、校務系と要は指導系といったものの、全てを統合するのは、次世代の校務支援システムでも、これはいろいろ委託事業も含めて模索しているところですけれども、いずれにしても、そうした校務DXによる業務の効率化ということは一つあるかと思えます。

また、三分類というものが、それではできないというお話もありましたが、でもこれも令和元年のときからかなりこの意識を持って進んできているところもあるのは事実でございます。学校におけるそのやっぱり業務の、当たり前のように続けてきたというのは、学校もやっぱりそういう意味では、古くからある、あるいは地域が望むからというだけで続けていたり、あるいは慣習、慣例によって続けている、そういうだけのものを、やっぱり若手のいろんな発想も取り入れながら、学校の業務の精選、見直しなどのそうした取組も必要じゃないかというふうに考えているところで

ございます。

○古賀千景君 校務のDXの話がありました。今、先ほど水岡先生が非常勤、再任用の話とかされましたが、教職員、点数を付けて授業をしてもパソコンがもらえていない教職員がいっぱいいるんですよ全国に、校務DXと言われますが。成績も付けられない、授業の準備もできない、徹底されて、一〇〇%、ないということも文科省は知っていたいただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

一の一の二、教育課程の編成の在り方についての検討ということが書いてあります。御存じだと思いますが、学校では子供たちが帰宅するのは大体四時ぐらいです。私たちの勤務終了は大体五時。この六十分間で、その日の授業の評価、お便りなどの作成、事務処理、そしてあしたの授業の六時間分又は一時間減つても五時間です、準備をしています。六十分であしたの授業の六十分、できると思えますか。そこをお伺いします。大臣。

○国務大臣（あべ俊子君） 現場の先生方、本当に限られた時間の中で子供たちのために様々な業務を行っていただいているところでございます。本当に日々御苦労をお掛けしているものと私も思っています。

そうした上でございますが、教師の時間外在等時間の縮減のために何をしなければいけないか

ということになりますと、やはり教師の持ち授業時数の見直し、さらには、授業準備の負担軽減も私も必要だというふうに考えておりまして、教師が教師でなければできないことに専念できる環境を整備することがまさに重要だというふうに私も考えております。

そのためには、まずはこの学校、教師が担うべき業務の係る三分類に基づきまして業務の精選と見直しの更なる徹底をしなければいけないと思っております。給特法に基づく指針におきまして三分類を位置付けさせていただいて、一層の取組を推進していかねばいけないというふうに思っております。

また、学校の指導、運営体制の充実も重要でございます。例えば小学校の教科担任制の拡充と中学校の生徒指導担当教師の配置を拡充するために、必要な教職員定数の改善、四年間で計画的に実施することに加えて、この教員業務の支援員なども、支援スタッフの配置充実もしっかり取り組んでいきたいと思っております。文部科学省としては、こうした取組を通じまして、学校における働き方改革と指導、運営体制の充実を一層推進しながら、教師の時間外在校等時間の縮減に取り組んでまいります。

本当に、今、現場の先生方には、限られた時間の中で子供たちのために様々な業務を行っていた

だいているところで、本当に日々御苦労をお掛けしているところでございます。

○古賀千景君 私が言いたいののは教職員のことで、けではないんです。授業は子供にするんだから。子供が困るんです。六十分もない、その評価とか事務処理をして、ほんの二十分ぐらいの間の教材研究で子供が授業が分かるかということです。

子供は一生懸命学びたい、今日は理解したいと思つて来ても、そうやってたかが二十分しか六時間の授業の準備ができなかったら、子供たちに十分分からせる授業ができないんです。だから言っているんです。子供を大事にしてください。

今いっぱい、子供が飽きないように、四十五分つて子供もたせるの結構大変なんです。書かせたりせな、パワポも今は作らな、外の活動があったらバケツも準備せな、そんなことまで全部を、たった六十分、それも教材研究では二十分ほどです、できますかということです。子供を中心に考えてください。私はそう思っています。

そして、皆さん方は授業時数と子供の学力が比例していると思つていると思いますが、そんなことはありません。子供は、充実した、子供が自ら学びたいような授業をしていけば、目をきらきらさせて自分から調べていきます。そんな授業をしたいんです、私たちは。

この前の世界の、全国のPISAのテストのと

き、学力落ちなかったじゃないですか、日本。あれは時数減りましたよね、感染症で。それでも落ちなかった。これが証明しているでしょう。子供を大事にしたその上での教職員の処遇改善なんです。それを、そのことをしっかりと考えていただきたいと思います。

給特法の中にもう一つ気になっていることがあるので、ちょっと飛ばさせていただきます。

少数職種、学校には事務職員の皆さん、栄養教諭、栄養職員、又は養護教員、又は、そちらは実習助手と言いますが、私は実習教員と思っておりますのでその言葉を使わせていただきます、ほか司書。学校には複数、会計年度の方とかもたくさんいらっしゃるって、この方の中には労基法適用の方もいらっしゃる。

しかし、働き方、教職員の働き方改革の改善と言われている今回の法律、この少数職種の人たちの働き方はどのように考えていらっしゃるのか、お願いします。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えします。教職員の服務を監督する教育委員会や校長、どのような職種であっても、個々の職員の勤務状況をしっかり適切に把握した上でこの業務全体の見直し、また校務DXの推進なども通じまして学校全体として業務が縮減されることが、ように取り組む必要があるというふうに私も考えておりま

して、文部科学省としては、こうした全校的な業務の縮減等につきまして各教育委員会に周知を行っていきながら、あわせて、事務職員、養護教諭、栄養教諭等の加配措置など指導、運営体制の充実に取り組んでいるところでございます。また、退職養護教諭、この栄養教諭等を繁忙期、また大規模な学校に追加的に派遣し、業務体制の強化、研修機会の確保を図る事業も実は今実施をしているところでございます。引き続き、職種を問わず学校全体としての働き方改革がより一層進むように必要な取組を行ってまいります。

○古賀千景君 この少数職種の方たちの働き方、とても薄いと思いますので、真剣に考えていただきます。

再任用の働き方も選べないんです、学校に一人しかないから。週に三日とか来て、じゃ、あと二人どうするって、あと、月水金と言われたら、火木来ないと言ったら、自分で探してこいと言われていきますよ、今、教育委員会から。こんな状況なんですから、この少数職種の皆さんのこともきちんと考えてこれからやっていって政策を練っていったいだきたいと思っております。

それと、先ほど水岡先生から臨時採用教職員のことがありました。処遇のことについて詳しく言っていたいただきましたが、私はどうしても気になっていることが一つありまして、国会でよく出てく

る言葉の中に、正規教職員が足りなくて非正規職員が増えている、よって教育の質が低下するとよく言われます。教員採用試験もそうです。三倍を切ったら下がっていくとか。

非正規教職員が増えると教育の質が下がる、このことは文科省はどう思われていますか。

○国務大臣（あべ俊子君） 委員にお答えいたします。

学校教育活動を行っていく上におきまして、どういった任用形態の者をどのような業務に配置するかを含めまして、この教員の任用につきまして、任命権者である教育委員会の権限と責任の下に適切に判断されているというふうに認識をしております。

しかし、いわゆる非正規の教員の方であっても必要な教員免許を取得して、また教師として共通的に必要となるこの教職に関する素養と、さらには指導する教科等に関する専門性が担保されていることには変わりはありません。また、例えば、習熟度別の指導、さらには特定教科等の指導に当たっていただくために、非常勤講師等としてその方ならではの専門性に着目して学校に配置されるケースもあり得るものと私も考えております。

いずれにいたしましても、非正規の教員の方々、は、正規の方と何ら変わらず、各学校におきまし

て子供たちに教育活動を行う上で欠かすことのできない有為な人材であるというふうに私どもも考えているところでございます。

○古賀千景君 そのことを是非アピールしていただきたいと思います。たくさん出てきています、言葉が。

私も臨時採用教職員で長い間やっておりましたが、学校の中には、会計年度、時間講師、たくさんそのような方がいらっしゃいます。私も臨時採用のとき高学年ばかりでした。実は、小学校は高学年は忙しいから、余り正規職員の方は、ごめんなさいと言われる方が多いんです。そこを非正規が嫌と言えないから受け持っています。私は、五年、六年、五年、六年、五年、五年、五年、六年でした。そうやってやっていっているんですよ。

そんな非正規がやっていっているのに、私も自信はなかった。新しい学校でいきなり五年持って、学校を動かさないかぬですね、上級生は。でもね、頑張りましたよ。みんな頑張っています。そんなふうに一生懸命やっているのに質が下がると言われたときの悔しさ、これは是非分かっていたきたい。

そして、都合が良かったら、一回転動させて、またその講師を呼び戻すんですよ。君の持っていたクラスの子がちよっと荒れているからもう一回君が戻ってきてくれないかな、研究指定校で君は

体育が得意だから是非戻ってきてくれないかな、駒のように扱われながらやっている臨時採用教職員がたくさんいるんです。

高校もそうです。音楽とか家庭科とか、週に一時間、二時間、ここでは正規として雇ってもらえませんが。その人たちは、音楽とか特に芸術系は何校も掛け持ちして、処遇も悪いですよ、時給だから。社会保障も十分ではない。でもね、そこには待っている子供たちがいるんです、生徒がいるんです。

そうやって非正規雇用が精いっぱい頑張っているということをきちんと知っていたら、その技術系だったり少ない教科の、週に少ない教科のところもちゃんと正規教員を雇う、定数を増やして、そういう方、いろいろ動く人たちも正規で動く、そのような制度が必要だと思いますが、その辺、文科大臣、いかがでしょう。

○政府参考人（望月禎君） 任用形態の、どういう任用形態の者を採用するかということについては、まさに教育委員会の権限と責任の判断だと思いますけれども、計画的に正規教職員の任用が進むことは大事であると思っています。

学校は、子供たちに当たるそうしたいいろいろな役割の大人が皆関わりながら、それぞれの役割とそれから、一人一人の子供の状況というのは担任だけでは気付かない部分があったり、それをしつ

かり学校の中で共有したり、これはもう正規であろうが非正規であろうが、一人一人がそうした有為な人材として子供たちのために働いていると、これはもう間違いないところでございまして、そうしたまさにチームとしての学校のそうした機能を高めていくために、一人一人の教員のそうした働き方というのをしつかり、先ほど少数職種というお言葉もありましたけれども、これは我々別に決して軽視しているとかそんなことは全くござい

ません。しつかり考えていかなきゃいけないと思っています。それはもうチーム学校の一員です。

その上で、繰り返しになりますけれども、そうした任用形態についての、教育委員会の権限と責任の下でしつかり正規教員の任用も進ませていくということが重要であるというふうに考えております。

○委員長（堂故茂君） 質疑時間は終了しておりますので、簡潔に。

○古賀千景君 はい。

簡単に駒のように非正規職員を扱わず大事にしていく、教育の質は下げたくない、処遇を改善していく、是非お願いいたします。

終わります。

○委員長（堂故茂君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開会

○委員長（堂故茂君） ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、金子道仁さん及び赤池誠章さんが委員を辞任され、その補欠として松野明美さん及び藤木眞也さんが選任されました。

○委員長（堂故茂君） 休憩前に引き続き、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○下野六太君 公明党の下野六太でございます。

午前中の質疑の様子をお伺いしながら、大いに過去を振り返りながら反省をしているところであります。私は体育の教師を中学校で三十年間務めてきましたが、昼休みをほとんど十分に休まなかったなということで反省をしているところであります。

子供たちの中にはマット運動でバク転ができるようになりたいという子がおりまして、そういう子をマット運動の正規の授業の時間で教えると、やはり先生は得意な、マット運動が好きなき子に寄り添うんだというような感じの雰囲気の流れてい